

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
博物館法	法 2, 4, 10~16, 18, 19 条	法 29 条	なし
定義	都道府県教委又は指定都市教委の登録審査を受けた館	国・都道府県・指定都市教委が、登録館に類する事業を行う施設として指定した館	登録・相当施設以外で、社会教育調査上把握している館
登録要件 (設置主体)	教育委員会 一般社団・財団法人、宗教法人 等	制限なし	制限なし
登録要件 (その他)	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 等	制限なし
登録・指定主体	都道府県教委、指定都市教委	国、都道府県教委、指定都市教委	制限なし
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○標本等として用いる物品を輸入又は寄贈された場合、関税免除。 <small>(関定率法 第15条、同施行令 第17条)</small> ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能。 <small>(美術品公開促進法 第2条)</small> ○美術品補償制度の活用が可能。 <small>(展覧会美術品損害補償法 第2条)</small> ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能。 <small>(種の保存法 第12条第1項第9号、第48条の10)</small> ○土地等の譲渡を受けた場合、譲渡者に所得税の特別控除。 <small>(租税特措法 第33条他)</small> ○施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮。 <small>(土地区画整理法 第95条)</small> ○激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】 <small>(激甚法 第16条)</small> ○設置主体の公益法人の認定が可能。【私立のみ】 <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等の優遇が適用 ・施設の新増改築の費用に充てるために行う募金について、指定寄附金の適用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能。 ○美術品補償制度の活用が可能。 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能。 ○施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮。 ○激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】 	<ul style="list-style-type: none"> ○激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】

現行法における登録・指定制度は、戦後、公立への補助と公益法人への税制上の優遇を行い、博物館を増加させるための枠組みであったことから、現在では、大きくは以下のような課題を抱えていると考えられる。

A 対象

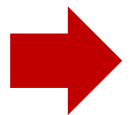
登録制度の対象が、設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等の博物館に限定されており、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は対象外。※相当施設は設置者要件なし

B 審査基準・内容

審査が外形的な基準（学芸員の配置の有無、年間開館日数、施設の面積等）によって行われており、実質的な活動内容が審査されておらず、質や公益性を担保するものとなっていないため、博物館の質の向上に貢献できていない。

C メリット

歴史的経緯から、現在では登録・相当指定のメリットがほとんどなく、博物館全体の2割程度の館しか登録・指定されていない。



法律と実態の乖離を解消し、すべての博物館が制度を通じて質の維持・向上を図ることができる仕組みに改善することが必要

<これまでの議論と関連する動き>

1951年12月 博物館法公布 → 保護・助成に値する博物館の選別

1955年7月 博物館法改正 → 博物館相当施設の規定を追加

2003年 地方自治法改正 → 指定管理者制度の導入

2007年6月 「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）

→ 望ましい博物館像を人々と共有する「登録基準」、実質的な活動内容の審査、設置者要件の撤廃を提言

2008年6月 社会教育法等の改正 → 教育基本法の改正を踏まえた既定の整備、運営状況の評価の追記等

2011年12月 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」改正

2017年7月 「提言 21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」（日本学術会議）

→ ①登録博物館と相当施設の新たな登録制度への一本化（国立館、首長部局館）

②博物館の水準を向上させる制度設計と研究機能の充実（学芸員の科研費申請資格）

2017年12月 「文化経済戦略」策定

2018年6月 文部科学省設置法改正 → 博物館に関する事務を文部科学省から文化庁に移管

2019年6月 分権一括法 → 公立博物館の設置・運営等に関する所管を地方公共団体の長とすることが可能に

2020年5月 文化観光推進法公布

2020年8月 「提言 博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～」（日本学術会議）

→ ①登録制度から認証制度への転換

②認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

③学芸員制度の改正による階層化

④学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

⑤文化省の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

「新しい時代の博物館制度の在り方について」の概要

【博物館の現状】

- 博物館とは
 - ・登録博物館(865館:15.4%)
都道府県教育委員会の登録審査を受けた館
→教育委員会所管館、公益法人等
 - ・博物館相当施設(331館:5%)
国又は都道府県教委が登録博物館に類する事業を行う施設として指定した館
→国立博物館、首長所管館、株式会社立等
 - ・類似施設(4418館:78.7%)
上記以外で社会教育調査上把握している館
- 学芸員の現状
 - ・博物館の専門的職員としての国家資格(全国で約6200人)
 - ・毎年大学で約1万人が資格取得(約300大学に養成課程あり)

【現状の課題】

- 経営環境の厳しき
 - ・国からの施設補助金廃止、公立館の資料費減少
 - ・学芸員は1館あたり1.1人
 - ・公立館の16%が指定管理者に移行。進行中。
→長期的な取組より集客数等短期的な目線
- 法律と実態の乖離
 - 多くの類似施設でも、公益性の高い博物館活動を実施
- 学芸員制度の問題
 - ・少ない単位数12単位(社会教育主事24単位、司書20単位) → 資格取得が比較的容易
 - ・有資格者のうち博物館に就職できるのは僅か

【改善の方向】

現状と法の乖離を解消し、博物館の公益性(=博物館が社会に貢献するための役割)を新たに確認して、公益性を最大化させるための基礎条件を整備。

【21世紀の博物館像】

「伝える」「集める」を基礎に「探求する」「分かち合う」博物館

- 価値ある資料を蓄積し研究し、未来に継承することで、
- 人々の生涯学習の支援を行う

【実現の基本姿勢】

- 各博物館はその特色を発揮しつつ、設置者、館種、規模の違いを超えて共通の課題として取組む
- 関係当事者の役割分担と連携協力により実現

人びとの心が豊かになり、歴史や自然を尊ぶ成熟した社会の実現へ寄与

博物館制度の見直し = 基本指針(拠りどころ)の明確化

- 博物館の範囲の確認 → 定義の見直し
 - ・従来の定義を基本に、「資料」の範囲を再定義。天文台や科学館も対象に。
- 博物館の公益性の明確化→登録制度の見直し
 - ・望ましい博物館像を人びとと共有する「登録基準」
→多様性を尊重し、「博物館の使命を明確化し開かれた運営を実施」「資料を探求しその価値を人びとと分かち合い、次世代へ継承する」ことを核に、各博物館の特色を生かす
 - ・博物館の基本機能と学習支援機能を中心に、実質的な活動内容を審査
→すべての博物館に博物館登録申請資格を付与
- 博物館の専門職員の資質向上→学芸員養成制度の見直し
 - ・大学における資格取得科目、単位数の拡充→「学芸員基礎資格(仮称)」
 - ・「学芸員基礎資格」で博物館に就職 → 1年以上の実務経験後、「学芸員」に
 - ・新しい養成段階として大学院レベルの専門教育も検討
 - ・大学と博物館が協働した学芸員養成体制の構築
- 将来の検討課題
 - ・現職研修の充実と上級学芸員資格の導入(分野ごとの専門性認定。横断的な民間資格)
 - ・博物館評価、学芸員の資格認定、登録博物館への技術支援等を行う第三者機関の設立

「中央教育審議会」等でさらに検討→新しい博物館制度へ

(1) 博物館法の改正による登録博物館と博物館相当施設の新たな登録制度への一本化

国立館が我が国の博物館法において「博物館」でないのは、制度のゆがみに他ならない。現行の登録制度を抜本的に見直す法律改正を行い、現行法の登録博物館と博物館相当施設を合わせて「博物館」とする新たな包括的な登録制度を導入すべきである。

この新たな登録制度においては、現行の「博物館相当施設」は、国立館を含め、設置主体にかかわらず、登録申請資格を認められるものとすべきである。

そして、すべての博物館を「博物館」として一体的に扱う新博物館法のもとで、文化財保護法など関係法律間の整合性を図りつつ、国立館には、博物館全体の水準の維持向上に貢献すべく指導的な役割を果たせるような法的位置づけを与えるべきである。

(2) 博物館の水準を向上させる新登録制度設計と研究機能の充実

新登録制度は、「博物館として必要な条件を備えた博物館の設置を振興する制度」とすることを理念とすべきである（「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書[4]）。そして、多様な博物館の現状に鑑み、イギリスの認定制度も参考にし、国立館も含めた我が国のすべての博物館の自主的な運営改善を促し、博物館の水準の向上に資する制度設計となるようにすべきである。

また、博物館の水準の維持向上という文脈の中で、博物館法第4条を改正して学芸員の職務内容を見直し、業務の調査研究以外に、人類文化の未来に貢献する独創的な研究にも従事して博物館を通じて地域の活性化に貢献できることとし、一定水準以上の研究能力が認められる博物館には、研究機関指定の基準、特に博物館の研究費予算措置などの基準の柔軟化を図るべきである。

①登録制度から認証制度への転換

現状との乖離が著しい登録博物館制度から、日本の博物館全体の機能強化とレベルアップのための新しい認証博物館制度への転換を提言する。

②認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

認証博物館を一級、二級に区分した新たな認証博物館制度を構築する。

③学芸員制度の改正による階層化

「一種学芸員」と「二種学芸員」に区分した新たな学芸員資格の導入。

④学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

⑤文化省の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

博物館の運営改善と機能強化を支援する国家的な文化政策を立てるためには、文化庁が文化省(仮称)に拡充改編されることが望ましい。

① 対象範囲

- 地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されている設置主体について、設置者要件を拡大／撤廃

② 審査基準

- 外形的な基準から、実質的な活動を評価する基準へ転換する必要

③ 審査主体・プロセス

- 審査に専門性が必要となるため、専門家による審査を行う必要
- 国、地方公共団体（教育委員会）の関与はどのようにあるべきか

④ 制度の階層化

- 充実した活動を行い他の模範となる館を上位の区分とするなど、制度の階層化

⑤ 質保証と評価

- 登録後の質保証の必要性を指摘する意見。EX. 定期的なモニタリング、更新制の導入

⑥ 制度の名称

- 一定の要件を備えた優れた博物館であることを証するよりの確な表現（「認証」「認定」等）を求める意見

⑦ 制度と連動した博物館振興策

- 制度を実効的なものとするため、多様な振興策（メリット）との連動が重要

⑧ 学芸員資格制度との関係

1. 設置の趣旨

博物館を取り巻く環境と社会からの要請が変化する中で、「登録」制度をはじめとする博物館法を改正する必要性が各所で指摘されている。

これまで博物館部会では、博物館の在り方について様々な観点から議論を行ってきたが、上記のような指摘を踏まえて、博物館法制度の在り方について具体的な検討を集中的に行うため、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置することとする。

2. 調査審議事項

- (1) 博物館の定義と使命について
- (2) 登録制度について
- (3) 学芸員資格制度について
- (4) 登録制度と連動した博物館振興策について
- (5) その他

3. スケジュール

2021年1月13日 博物館部会（第5回）※本日

→ ワーキンググループの設置、議論の開始（持ち回り開催により決定（予定））

期間中、具体的・実務的な議論を集中して行い、登録制度を中心とした新たな法制度の在り方について提言

2021年3月24日 博物館部会（第2期第6回）：WG中間報告

2021年5～6月（予定）博物館部会（第2期第7回）：WGまとめ報告

(2007年からの状況変化)

- **2007年協力者会議報告書及び2008年の法改正から、どのような状況の変化を考慮する必要があるか。状況の変化を踏まえて、登録制度はどのような制度であるべきか。**
 - 現代的課題との関わり（観光（文化観光推進法）、地域振興、社会的包摂等（ICOM）、感染症対策等）
 - 社会教育施設・文化施設としての博物館（2018年文化庁への所管変更、文化財保護法との関わり）
 - 博物館をめぐる情勢の変化（※本日の話題提供① 日本博物館協会 半田委員）

(制度設計における論点)

- **新制度の設計に当たって、論点に加えるべき点はあるか。
特に、地方公共団体（教育委員会）の今後果たすべき役割と制度への関わりについて、どう考えるか。**
 - 現行の制度において、地方公共団体の果たす役割と効果（※本日の話題提供② 東京都 原氏）
- **このほか、法制度の在り方として考慮すべき点はあるか。**

參考資料

○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第1章（総則）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。))を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。)をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。)を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。))における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

（学芸員及び学芸員補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2章 登録

（登録）

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
- 二 名称
- 三 所在地
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
 - 二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

（登録要件の審査）

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

（登録事項等の変更）

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

（登録の取消）

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

（博物館の廃止）

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまへつゝ消さなければならない。

（規則への委任）

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

○ 博物館法（昭和26年法律第285号）第3～5章 公立・私立博物館、雑則

第三章 公立博物館

（設置）

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（所管）

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。）の所管に属する。

（博物館協議会）

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

（博物館の補助）

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（補助金の交付中止及び補助金の返還）

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。
- 二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 雑則

（博物館に相当する施設）

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

博物館に係る法律の俯瞰

その他にも博物館とかかわりのある法令は多いが代表的なものを挙げた。

【社会教育】

○教育基本法

第12条 博物館その他の社会教育施設等による社会教育の振興

○社会教育法

第9条 博物館は、社会教育のための機関

○博物館法

第1条 社会教育法の精神に基づき博物館の設置・運営に必要な事項を定める

第2条 博物館の定義

第3条 博物館の事業

第4条～ 館長、学芸員等

第8条 文部科学大臣は、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定める

(→博物館の設置及び運営上の望ましい基準)

(→私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準)

第10条～ 登録博物館

第18条～ 公立博物館

第27条～ 私立博物館

第29条 博物館相当施設

(注：博物館類似施設は規定なし)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 首長の職務権限の特例

【文化芸術】

○文化芸術基本法

第14条 国による地域における文化芸術の振興等

第21条 国による国民の鑑賞機会の充実

第22条 国による高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

第26条 国による美術館、博物館の充実のための施策

(→多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のガイドライン)

第27条 国による地域における文化芸術活動の場の充実

【博物館の種類ごとの法律】

【文化財】

○文化財保護法

第53条 公開承認施設

(→文化財公開施設の計画に関する指針)

(→国宝重要文化財の公開に関する取扱要項)

【美術館】

○美術品の美術館における公開の促進に関する法律

第4条 美術館における登録美術品の公開

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律

第3条 展覧会の補償契約

【美術館や科学博物館】

○海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律

第3条 海外の美術品等(化石等の学術標本を含む)への強制執行等の禁止

【動植物園】

○動物の愛護及び管理に関する法律

第10条 第一種動物取扱業の登録 等

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

第48条の4 認定希少種保全動植物園等

【組織】

○文部科学省設置法

第18条 文化庁の任務：文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進、国際文化交流の振興、博物館による社会教育の振興、宗教に関する行政事務を適切に行う

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

第9条 文化芸術施設における文化芸術の鑑賞機会の拡大

【設置形態ごとの法律】

【国立】

○独立行政法人通則法

第5条 各独立行政法人の目的は個別法で定める(→文化に関する独立行政法人の個別法)

【公立】

○地方自治法

第244条 公の施設の設置

第244条の2 指定管理者

○地方独立行政法人法

第21条 地方独立行政法人の業務の範囲

(→政令で博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館を規定)

【私立】

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第10条、第152条 法人の設立

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第4条 公益認定

【税法】

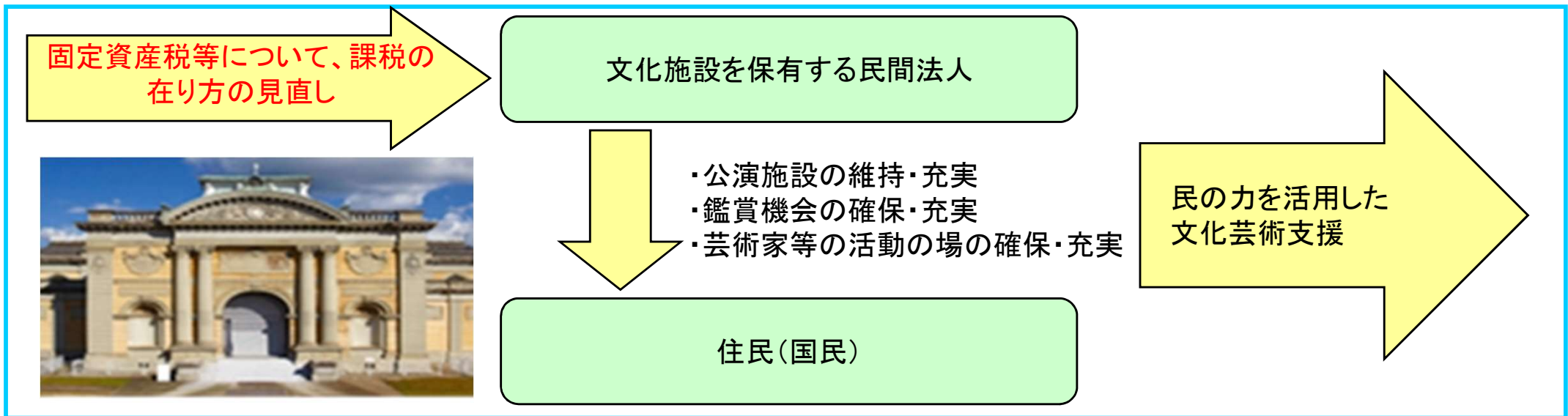
租税特別措置法 地方税法 など

令和二年度文部科学省税制改正要望

「民間の法人が所有する文化施設に係る土地建物の課税の在り方の見直し」

要望内容

文化芸術のより一層の振興を図るため、株式会社等の民間の法人が所有する文化施設（博物館、劇場・音楽堂）に係る**固定資産税等について、課税の在り方の見直し**を要望する。



背景・現状

文化施設は文化芸術に関する作品等の収集、保管、展示、教育普及の場としてや芸術家等の文化芸術活動の場としてなど、文化芸術の基盤的な役割を担っている。

新たな経済環境における文化振興の在り方、文化発信を支える基盤の整備・充実が求められており、その一翼を担っている民間の法人が所有する文化施設に対する支援のあり方についても見直しが求められている。

目標・効果

固定資産税等について、課税の在り方の見直しが図られることにより、民の力を活用した文化発信を支える基盤である文化施設の充実が図られる。その結果、国民の文化に触れる機会が充実し、心豊かな国民生活および活力ある社会の実現に寄与する。